

# 「避難行動要支援者名簿」の作成にご協力ください

町では災害時に自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする「避難行動要支援者」を把握し、避難支援などを推進するための「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

名簿の対象となるかたには同意書および個別計画を送付していますので、ご提出ください。

既に個別計画の提出をしているかたも、居住状況や避難支援を必要とする事由に変更があった場合には、速やかに個別計画の再提出をお願いします。

地域で支援を必要とするかたがたを支える仕組みづくりのため、ご理解とご協力をお願いします。

## 【避難行動要支援者】

生活の基盤が町内の自宅にあり、次の要件に当てはまるかた。

- (1)介護保険における要介護認定3～5を受けているかた
- (2)身体障害者手帳「1級」・「2級」を所持するかた  
(内部疾患を除く)
- (3)療育手帳「Ⓐ」を所持するかた
- (4)その他、支援が必要と認められるかた



提出書類  
・同意書  
・個別計画

災害時の  
安否確認、避難支援

## 【町】

避難行動要支援者名簿の作成



情報共有

## 【避難支援等関係者】

警察、消防、民生・児童委員、自主防災組織など



※同意や個別計画によって、災害時における避難支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援が必ず保証されるものではありません。また、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

問合せ 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

# 空き家・空き地の管理者の皆さんへ ～適正な管理にご協力をお願いします～

最近、適正な管理が行われていない空き家・空き地が増えています。

空き家・空き地でブロック塀や庭木が倒れたりして、近隣の住民や通行人などに被害を及ぼした場合、所有者・管理者は損害賠償などを求められることがありますので、特に次のことに注意しましょう。

草木	雑草・庭木などが隣地や道路にはみ出でないか定期的に点検し、せん定・除草しましょう。
害虫	ハチ・蚊・ネズミなどの発生の予防・駆除を行いましょう。
屋根・壁	屋根の剥がれ、壁のひび、雨漏りなどがないか点検し、傷みがあれば補修しましょう。
カビ・腐朽	カビの発生や柱が腐るのを予防するため、月1回程度の通風・換気を行いましょう。
不審者・ごみ	玄関ドア、窓、門などの施錠をして、不審者の侵入やごみの不法投棄を予防しましょう。

問合せ 町民生活課 環境衛生担当 ☎62-1232